

公文例式規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

### 公文例式規程の一部を改正する訓令

公文例式規程（昭和40年岩手県訓令第6号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(条例の形式)	(条例の形式)
第3条 [略]	第3条 [略]
2・3 [略]	2・3 [略]
4 条例を改正する場合の規定の形式は、 <u>総務室長</u> が別に定める。	4 条例を改正する場合の規定の形式は、 <u>法務学事課総括課長</u> が別に定める。
5・6 [略]	5・6 [略]
(契約書の形式)	(契約書の形式)
第12条 契約書の形式は、おおむね次のとおりとする。	第12条 契約書の形式は、おおむね次のとおりとする。
(1) [略]	(1) [略]
(2) 委託契約の場合	(2) 委託契約の場合
[略]	[略]
注1 第9に記載する延滞金の額は、原則として <u>3.6パーセント</u> とすること。	注1 第9に記載する延滞金の額は、原則として <u>3.3パーセント</u> とすること。
2 [略]	2 [略]
(3) 不動産売買契約の場合	(3) 不動産売買契約の場合
[略]	[略]
第6×甲は、乙が第3の引渡期限までに契約物件の引渡しを完了しない場合は、遅延日数に応じ、売買代金の額につき年 <u>3.6パーセント</u> の割合で計算した違約金を×徴収することがある。	第6×甲は、乙が第3の引渡期限までに契約物件の引渡しを完了しない場合は、遅延日数に応じ、売買代金の額につき年 <u>3.3パーセント</u> の割合で計算した違約金を×徴収することがある。
[略]	[略]
(4) 物品売買契約の場合	(4) 物品売買契約の場合
[略]	[略]
第7×甲は、自己の責めに帰すべき理由により、代価の支払を遅延した場合においては、乙に対して、支払の日までの日数に応じ、契約金額につき年 <u>3.6パーセント</u> の割合で計算した額の支払遅延利息を支払うものとする。	第7×甲は、自己の責めに帰すべき理由により、代価の支払を遅延した場合においては、乙に対して、支払の日までの日数に応じ、契約金額につき年 <u>3.3パーセント</u> の割合で計算した額の支払遅延利息を支払うものとする。
第8×甲は、乙が納入期限までに物品を納入しない場合は、遅延日数に応じ、契約金額につき年 <u>3.6パーセント</u> の割合で計算した違約金を徴収することがある。	第8×甲は、乙が納入期限までに物品を納入しない場合は、遅延日数に応じ、契約金額につき年 <u>3.3パーセント</u> の割合で計算した違約金を徴収することがある。

[略] [略] (5)・(6) [略]	[略] [略] (5)・(6) [略]
---------------------------	---------------------------

備考 改正部分は、下線の部分である。

#### 附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。